

【K】令和5年度「スポーツ医・科学サポートシステム構築事業」

実施要項

1 目的

競技者のトレーニングやコーチング及び健康・体力づくりを目的としたスポーツ活動等の現場において、スポーツ医・科学に関する最新の研究成果を適切に反映させることができるよう、スポーツ医・科学サポート体制の充実・拡大を図り、競技力の向上と豊かなスポーツライフの形成を支援する。

2 補助対象団体

県スポーツ協会加盟団体・準加盟団体（競技団体52団体、地域スポーツ団体40団体）

3 補助対象事業

加盟団体等が実施する競技力向上事業や地域スポーツ振興事業等において、スポーツ医・科学の理論に基づく指導、助言を行うため、専門的指導者（サポートスタッフ）を派遣する事業（別紙「実践例」参照）

4 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月末まで

5 希望調査期間

令和5年3月9日（木）から令和5年6月29日（木）まで。

なお、国民体育大会（九州ブロック大会等）に係る帯同ドクター・トレーナー派遣希望調査は、令和5年3月30日（木）を締め切りとする

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

(1) サポートスタッフ派遣

サポートスタッフの所属先から派遣先までの旅費及び謝金のみ

（公財）福岡県スポーツ協会が予算の範囲内で、負担（直接執行）する。

(2) 国民体育大会（九州ブロック大会等）に係る帯同ドクター・トレーナー派遣

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料

（公財）福岡県スポーツ協会が予算の範囲内で、加盟団体等へ補助する。

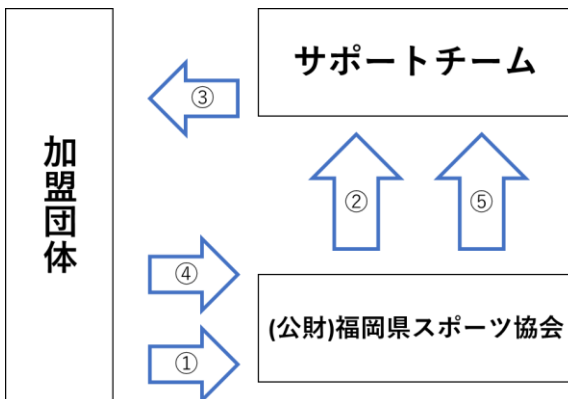
8 助成金額

事務局で助成額を決定する。

9 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

10 事業の流れ (スキーム図)



サポートスタッフ派遣

①（加盟団体）申込書・・・様式29

②（県スポーツ協会）指導を依頼

③（サポートチーム）専門的指導員派遣

④（加盟団体）事業報告書・・・様式30

⑤（県スポーツ協会）謝金等支払い

※一部帯同ドクター等の派遣除く

11 留意事項

(1) 活動を伴う事業実施する場合は、事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。

(2) 帯同ドクター等に係る申請書（様式32）を事業開始1ヶ月前に提出すること。

(3) 帯同ドクター等に係る報告については、領収書の原本を提出すること。

(4) 本年度より、押印の取扱いについて、様式32「補助金交付申請書」は、「署名又は記名押印」、様式33-3「謝金領収書」、様式33-4「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式29「申込書」、様式30「事業報告書」、様式31「帯同ドクター・トレーナー派遣希望調査」、様式33「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。

スポーツ医・科学サポートシステム構築事業 事業例

派遣対象事業

- 競技団体主催強化事業等
 - ・ 一貫指導体制整備促進事業における指導
 - ・ 国民体育大会選手団研修会における指導
- 郡市体育・スポーツ協会主催事業等
 - ・ 地域スポーツ振興事業における指導
 - ・ 指導者研修会における指導
- 学校体育団体主催事業等
 - ・ 高校総体監督会議等における指導
 - ・ 高校スポーツ充実強化事業における指導
- 国民体育大会等
 - ・ 本部帯同メディカルサポート員の派遣
 - ・ 本部帯同科学サポート員の派遣

指導・助言内容

- スポーツ医学領域
 - ・ スポーツ外傷及びスポーツ障害の予防について
 - ・ スポーツ障害後のリハビリテーション及び再発予防について
 - ・ 運動中の熱中症対策について ・ アンチドーピングについて
- スポーツ科学領域
 - ・ 競技特性等に応じたフィジカルトレーニングプログラムの作成と指導について
 - ・ 実力発揮のためのメンタルトレーニングについて
 - ・ 画像によるスキルアップ（技術クリニック）のための動作分析について
 - ・ 健康・体力づくりのための運動処方について
 - ・ 試合期に向けたコンディションの整え方について
 - ・ 映像等によるゲーム分析・戦術分析の方法について
- スポーツ栄養領域
 - ・ トレーニングの内容に応じた食生活について
 - ・ 試合に向けた食生活、食事について
 - ・ サプリメントの摂取法について
- スポーツマネジメント領域
 - ・ 組織運営及び競技力向上のためのチームマネジメントについて